

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市

議 案 目 次

議案第 55 号	唐津市部設置条例の一部を改正する条例制定について……………	1
議案第 56 号	唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定について……………	4

議案第 55 号

唐津市部設置条例の一部を改正する条例制定について

唐津市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 本市が取り組むべき行政課題に対し、より効率的かつ効果的に対処できるよう、組織を再編するため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市部設置条例の一部を改正する条例

唐津市部設置条例（平成 17 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

「		「	
第 1 条中「部及び局」を「部」に、	政策部	を	総合政策部
	総務部		総務部
	財務部		地域づくり部
	地域交流部		市民環境部
	市民環境部		健康づくり部
	保健福祉部		福祉こども部
	農林水産部		農林水産部
	経済部		商工観光部
	都市整備部		都市整備部
	スポーツ局		」
」			

第 2 条第 1 項中「政策部」を「総合政策部」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 予算その他財政に関すること。

第 2 条第 2 項に次の 2 号を加える。

(3) 財産に関すること。

(4) 契約に関すること。

第 2 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「地域交流部」を「地域づくり部」に改め、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(6) スポーツ振興に関すること。

第 2 条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項第 6 号を次のように改める。

(6) 債権の管理に関すること。

第 2 条中第 5 項を第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 健康づくり部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

(2) 介護保険に関すること。

(3) 保健に関すること。

第2条第6項中「保健福祉部」を「福祉こども部」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項に次の3号を加える。

(2) こども施策の総合的企画及び調整に関すること。

(3) 未就学児の教育・保育に関すること。

(4) 福祉事務所に関すること。

第2条第8項を次のように改める。

8 商工観光部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 商業及び工業に関すること。

(2) 観光に関すること。

第2条第10項を削る。

第3条中「部及び局」を「部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(唐津市有線テレビジョン放送番組審議会条例の一部改正)

2 唐津市有線テレビジョン放送番組審議会条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「政策部」を「総合政策部」に改める。

(唐津市総合基本計画審議会条例の一部改正)

3 唐津市総合基本計画審議会条例（平成17年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策部」を「総合政策部」に改める。

(唐津市子ども・子育て会議条例の一部改正)

4 唐津市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保健福祉部」を「福祉こども部」に改める。

議案第 56 号

唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

唐津市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第337号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500円」を「12, 900円」に、「13, 350円」を「13, 700円」に、「14, 200円」を「14, 500円」に、「10, 800円」を「11, 300円」に、「11, 650円」を「12, 100円」に、「9, 100円」を「9, 700円」に、「9, 950円」を「10, 500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の唐津市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた唐津市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。